

# 日本企業による租税回避行動の考察 —節税保険の税制改正が与えた影響—

弘前大学人文社会科学部 企業戦略コース  
22H2088 関根 美空

## はじめに

近年、企業による租税回避行動は、税負担の公平性や税収確保の観点から国内外で大きな関心を集めている。特に、形式的には法令に違反しないものの、税法の趣旨から乖離した手法による租税回避は、社会的・政策的に問題視されてきた。日本では、法人向け生命保険を利用したいわゆる「節税保険」が、課税所得の圧縮や課税の繰延べを可能にする手法として長年広く利用されてきたが、保障機能よりも税務上のメリットが重視される実態が指摘されていた。

こうした背景のもと、2019年には法人向け定期保険に関する損金算入ルールの見直しを含む税制改正が実施され、保険商品を利用した租税回避行動に対する規制が強化された。本研究は、この税制改正を外生的な制度変更と捉え、日本企業の租税回避行動、特に生命保険を利用した節税行動にどのような影響を与えたのかを、理論的整理と実証分析の両面から明らかにすることを目的としている。

## 第1章 租税回避行動の概観

企業の税負担をめぐる行動は、大きく「節税」「租税回避」「脱税」に区分される。節税は税法が明示的に認めた制度を活用する合法的行為であるのに対し、租税回避は形式的には合法であるものの、税法の趣旨から乖離した行動を指す。一方、脱税は明確な法令違反であり、刑事罰の対象となる<sup>1</sup>。本研究では、このうち租税回避に焦点を当て分析を行う。

企業による租税回避行動は多様であり、その手法は企業規模、事業内容、国際展開の有無などによって異なる。Hanlon and Heitzman (2010) は、租税回避行動を会計処理、財務戦略、国際取引の観点から整理している<sup>2</sup>。企業による代表的な租税回避手法は、会計処理の選択による課税所得の調整、国際取引を通じた利益移転、金融商品や保険商品を利用した手法などである。日本企業の特徴としては、欧米企業と比較して過度に攻撃的な租税回避行動は少なく、国内制度を活用した「制度利用型」の行動が多い点が挙げられる<sup>3</sup>。さらに、税制改正は単なる技術的変更にとどまらず、企業行動に対する重要なシグナルとして機能し、租税回避行動を抑制する役割を果たすことと考えられている。

---

<sup>1</sup> 金子宏 (2007) 『租税法 (第12版)』 pp.107-108

<sup>2</sup> Hanlon and Heitzman (2010) pp.127-178

<sup>3</sup> Hasegawa, Hoopes, Ishida and Slemrod (2013) pp.571-608.

## 第2章・第3章 保険商品を利用した租税回避行動と税制改正

第2章および第3章では、日本企業に特有の租税回避手法である保険商品を利用した節税行動について、その制度的仕組みと問題点を整理した。法人向け生命保険は、保障性と貯蓄性を併せ持つ商品であり、税務上の取扱いに曖昧さが存在していた。この制度的曖昧性を背景に、企業は保険料を損金算入することで課税所得を圧縮し、将来の解約返戻金受取時まで課税を繰り延べる行動をとってきた<sup>4</sup>。

特に、高い解約返戻率を持つ節税型保険は、短期間で資金回収が可能であり、税負担の先送りを目的とした利用が広がった。しかし、こうした行動は税負担の公平性や税収の安定性を損なうとの批判を受け、2019年の国税庁通達改正により、解約返戻率に応じた損金算入割合の厳格化が実施された<sup>5</sup>。改正後は、高返戻率の契約ほど資産計上が求められ、従来のような節税目的の保険利用は困難となった。この制度改正は、保険会社や販売者、企業の行動にも変化をもたらし、節税目的の利用から、より実質的な保障機能を重視した利用への転換を促すものと評価できる。

### 第4章 税制改正の影響に関する実証分析

2019年の国税庁通達改正を外生的ショックと捉え、税制改正が企業行動に与えた影響を、Difference-in-Differences（以下、DID）分析を用いて実証的に検証した。分析には、2018年から2022年までの有価証券報告書データから、「保険積立金」をキーワードとして検索し、該当企業を抽出した。推定に用いた回帰式は以下のとおりである。

$$Y_{it} = \beta_0 + \beta_1 POST_t + \beta_2 TREAT_i + \beta_3 (POST_t \times TREAT_i) + \gamma ROA_{it} + \varepsilon_{it}$$

POST：2019年以降を1、それ以前を0とする税制改正後のダミー

TREAT：2018年時点において保険積立金比率が平均以上であった企業を1、それ以外を0とする処置群ダミー

POST×TREAT：税制改正後における処置群企業の変化をとらえる交差項

ROA：当期純利益を期末総資産で除した値

改正前に保険積立金比率が高かった企業を処置群、そうでない企業を対照群として設定した。被説明変数には保険積立金比率を用い、税制改正後ダミー、処置群ダミー、およびその交差項を含む回帰分析を行った。

表4-1は、本研究で用いる主要変数についての基本統計量を示したものである。

---

<sup>4</sup> 日本銀行 HP（2020）「近年の資本フローを巡る議論—日本とアジアへの資金流入動向と今後の課題—」

<sup>5</sup> 国税庁 HP 「定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いを定める通達を改正する通達を発遣」

表 4-1 基本統計量

保険積立金比率		ROA		POST		TREAT		POST_TREAT	
平均	0.0172	平均	0.0134	平均	0.7931	平均	0.3448	平均	0.2759
標準誤差	0.0026	標準誤差	0.0076	標準誤差	0.0378	標準誤差	0.0443	標準誤差	0.0417
中央値 (メジアン)	0.0144	中央値 (メジアン)	0.0255	中央値 (メジアン)	1	中央値 (メジアン)	0	中央値 (メジアン)	0
標準偏差	0.0276	標準偏差	0.0815	標準偏差	0.4068	標準偏差	0.4774	標準偏差	0.4489
分散	0.0008	分散	0.0066	分散	0.1655	分散	0.2279	分散	0.2015
範囲	0.2887	範囲	0.8678	範囲	1	範囲	1	範囲	1
最小	0.0009	最小	-0.2816	最小	0	最小	0	最小	0
最大	0.2896	最大	0.5862	最大	1	最大	1	最大	1
合計	1.9916	合計	1.5489	合計	92	合計	40	合計	32
データの個数	116	データの個数	116	データの個数	116	データの個数	116	データの個数	116

分析対象は 116 サンプルで欠損値はなく、データの整合性は確保されている。保険積立金比率は平均 0.0172、中央値 0.0144 と分布の歪みは小さいが、最大値 0.2896 で企業間にばらつきが確認された。ROA も平均 0.0134、最小値 -0.2816 と収益性に差がある。POST の平均は 0.7931、TREAT は 0.3448 であり、処置群と対照群の観測数は十分で、DID 分析に適したデータであることが示された。

次に表 4-2 は、本研究で用いる主要変数間の相関係数を示したものである。

表 4-2 変数の相関

	保険積立金比率	ROA	POST	TREAT	POST_TREAT
保険積立金比率	1				
ROA	-0.0832	1			
POST	-0.1577	-0.0312	1		
TREAT	0.3806	-0.0517	0.0124	1	
POST_TREAT	0.1626	-0.0592	0.3152	0.8508	1

保険積立金比率と ROA の相関は -0.083 と弱く、収益性との明確な関係は確認されなかった。POST との相関も -0.158 と弱く、税制改正の影響は企業全体で一様ではない可能性が示された。一方、TREAT との相関は 0.381 と比較的高く、処置群の設定の妥当性が確認された。交互作用項との相関は限定的であり、相関分析のみでは因果関係の把握は困難であるため、DID 分析による検証の必要性が示された。

表 4-3 が回帰分析の結果である。

表 4-3 回帰分析の結果

変数	係数	t値	P値
定数項	0.0088	1.4684	0.1447
POST (改正後ダミー)	0.0012	0.1857	0.8530
TREAT (処置群ダミー)	0.0518	4.9899	0
POST×TREAT (交差項)	-0.0373***	-3.2168	0.0017
ROA	-0.0251	-0.9240	0.3574
観測数	120		
Adj R <sup>2</sup>	0.223		

p<0.1 \*\*p<0.05 \*\*\*p<0.01

分析の結果、税制改正後において処置群企業の保険積立金比率が統計的に有意に低下していることが確認された。このことは、税制改正が、生命保険を積極的に活用していた企

業に対して、特に大きな影響を与えた可能性を示している。一方で、ROA といった企業業績指標には有意な影響は確認されず、税制改正の影響は短期的な収益性よりも、企業の資産構成や税務戦略に表れている可能性が示唆された。

## 第5章 考察と政策的含意

実証分析の結果から、2019年の税制改正は、生命保険を用いた租税回避行動に一定の抑制効果をもたらした可能性が高いと考えられる。特に、改正前に節税保険を積極的に利用していた企業ほど、その影響を強く受けており、税制改正が企業行動に対して実効性を持ち得ることが示された。

一方で、業績指標への影響が限定的であった点から、生命保険を用いた節税行動は短期的な利益操作ではなく、中長期的な財務戦略の一部として位置づけられている可能性が高い。この点は、税制改正に対する企業の対応が、即時的ではなく、段階的かつ戦略的に行われていることを示唆している。

## 結論

本研究は、2019年の税制改正が日本企業の生命保険を利用した租税回避行動に与えた影響を、制度的整理と実証分析の両面から明らかにした。DID分析の結果、税制改正後において、改正前に保険積立金比率が高かった企業では当該比率が有意に低下しており、税制改正が節税目的の保険利用を抑制した可能性が示された。

以上より、税制は企業の租税回避行動に対して一定の抑止力を持ち得ることが確認され、制度設計の重要性が改めて示された。今後は、分析期間を拡張した長期的影響の検証や、企業規模・業種別の異質性を考慮した分析を行うことで、税制改正の効果をより包括的に評価することが求められる。

## 主要参考文献

- 金子宏 (2007) 『租税法 (第12版)』 pp.107-108, 弘文堂
- Hanlon and Heitzman. (2010). "A review of tax research. *Journal of Accounting and Economics*", 50(2-3), pp.127-178.
- Hasegawa, Hoopes, Ishida and Slemrod. (2013). "The effect of public disclosure on reported taxable income: Evidence from individuals and corporations in Japan." *National Tax Journal*, 66(3), pp.571-608.
- 国税庁 HP (2019) 「定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いを定める通達を改正する通達を発遣」  
<https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/jp/pdf/2019/jp-tax-newsletter-20190701.pdf>  
(最終閲覧日：2025/12/15)
- 日本銀行 HP (2020) 「近年の資本フローを巡る議論—日本とアジアへの資金流入動向と今後の課題—」  
[https://www.boj.or.jp/research/wps\\_rev/rev\\_2020/rev20j06.htm](https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/rev_2020/rev20j06.htm) (最終閲覧日：2025/12/17)